



平成26年9月19日

株式会社ハーブ健康本舗に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社ハーブ健康本舗（以下「ハーブ健康本舗」という。）に対し、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

ハーブ健康本舗がウェブサイトにおいて行った「カロピタスリム オールクリア」と称する食品の痩身効果に関する表示について、景品表示法に違反する行為（表示を裏付ける合理的根拠が示されず、優良誤認に該当）が認められました。

1 ハーブ健康本舗の概要

所在地 福岡市中央区大名一丁目8番10号

代表者 代表取締役 永松 靖浩

設立年月 平成14年4月

資本金 1000万円（平成26年7月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「カロピタスリム オールクリア」と称する食品

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

ウェブサイト（別紙）

(イ) 表示期間

平成24年11月頃から平成26年1月8日までの間

(ウ) 表示内容

「食べたこと、なかったコトに!?!」、「3大パワーでオールクリア!『あまい』も『こってり』も『どっしり』もまとめてカロピタ!」、「これらの自然植物が、糖分・脂質・炭水化物のカロリーをサポート。」、「ダイエット中の“食べたい”気持ちをちから強く応援します。」等と記載することにより、あたかも、対象商品を摂取するだけで、食事からのカロリー摂取を阻害し、特段の運動や食事制限をすることなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、当庁は、景品表示法第4条第2項の規定に基づき、ハーブ健康本舗に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めた。ハーブ健康本舗から資料は提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電 話 03-3507-9122

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局九州事務所取引課

電 話 092-431-6031

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

(ウェブサイト抜粋)

2013年12月10日リニューアル新登場!

乳酸菌をプラスしてパワーアップ!パッケージが新しくなりました。

食べたこと、
なかったコトに!?



食べ
すぎに

3大パワーでオールクリア!
「あまい」も「こってり」も「どっしり」も
まとめてカロピタ!

食べたい人のパートナー
カロピタスリム
オールクリア

(300mg x 90粒入り)

今回のお届けの
通常価格

(税込)
1,680円
1万円以上で10%OFF!

定期的にお届けの
定期価格

(税込)
1,470円
1個から、12.5%OFF!

ヨーグルト1食分の乳酸菌をプラスして、

さらにパワーアップ!

※ヨーグルト1個(100g)当たり100億株の乳酸菌が含まれていると仮定した場合

食事のカロリー、 気になっていませんか？



あまい
も



こってり
も



どっしり
も

- ✓ 食べたい！でもカロリーが心配・・・
- ✓ ダイエット中なのに、ついつい食べ過ぎてしまう。
- ✓ あまいもの、こってりしたもの、どっしりくるもの大好き！
- ✓ ダイエットしたい。でも、食べたい♪

そんな、あなたに

カロピタスリムをおすすめします



カロピタスリム オールクリアとは

「カロピタスリム」は、気になるカロリーを
ちから強くサポートするサプリメントです。

甘いもの大好きな人にうれしい「ギムネマ」

「オリーブ葉」「サラシア」エキス。

脂っこい食事が大好きな人にうれしい

「グルコマンナン」「キノコキトサン」。

ごはん・パン・麺類が大好きな人にうれしい

「白インゲン豆抽出物」等をバランスよく

配合しました。

これらの自然植物が、糖分・脂質・炭水化物の
カロリーをサポート。

ダイエット中の“食べたい”気持ちを
ちから強く応援します。





3大パワーが 食べたい気持ちを応援！

**あまいもの
対策に**



あまいをサポートする

ギムネマ[®]サラシア[®]
オリーブ葉エキスを
約100mg配合！

**こってり
対策に**



こってりをサポートする

グルコマンナン[®]
キノコキトサンを
約100mg配合！

**どっしり
対策に**




どっしりをサポートする

白インゲン豆
抽出物を
約300mg配合！



1回分(3粒中)に、
これらの**3大パワー**を凝縮！



**あまいもの
こってりしたもの
どっしりしたものを
食べたい時に！**

**毎日の習慣として
お召し上がりください。**

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

- 2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要

